

第4章 諸申請等の処理事務

改正後

所得税の更正の請求書関係

この欄には書かないで
通信日付印の年月日 確認印 索引番号 番号

年 月 日

平成 年分所得税の更正の請求書

税務署長 住所 職業
年 月 日 提出 フリガナ 電話番号
氏名 氏名

平成 年分所得税について次のとおり更正の請求をします。

請求の目的となった申告又は処分の種類

申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日 年 月 日

更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等

請求額の計算書（記載に当たっては、所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。）

申告し又は処分の通知を受けた額		請求額	申告し又は処分の通知を受けた額		請求額
円		円	円		円
総合課税の所得金額	④に対する税額		④に対する税額		
	⑤に対する税額		⑤に対する税額		
	⑥に対する税額		⑥に対する税額		
	計		計		
配当控除 投資・リース税額等の控除			配当控除 投資・リース税額等の控除		
住宅借入金等特別控除			住宅借入金等特別控除		
政党等寄付金特別控除			政党等寄付金特別控除		
差引所得税額			差引所得税額		
雑医療費控除			災害減免額		
社会保険料控除 小規模企業共済等掛金			外国税額控除		
生命保険料控除			再差引所得税額		
損害保険料控除			定率減税額		
障害者、寡婦、寡夫、勤労学生			源泉徴収税額		
配偶者控除			申告納税額		
配偶者特別控除			予定納税額 (第1期分・第2期分)		
扶養控除		人	第3期分の税額		
基礎控除		人	納める税金		
合計			還付される税金		
課税される金額			申告加算税		
①に対する金額		④	重加算税		
②に対する金額		⑤			
③に対する金額		⑥			

※ ②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「株式等の分離譲渡所得等」、「先物取引の分離雑所得等」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。

還付される税金の受取場所

(銀行等の口座に振込みを希望する場合) 銀行 本店・支店
金庫・組合 本所・支所
農協・漁協

(日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望する場合) 郵便貯金口座の記号番号

(郵便局窓口での受取りを希望する場合) 預金 口座番号 郵便局

改正前

この欄には書かないで
通信日付印の年月日 確認印 索引番号 番号

年 月 日

平成 年分所得税の更正の請求書

税務署長 住所 職業
年 月 日 提出 フリガナ 電話番号
氏名 氏名

平成 年分所得税について次のとおり更正の請求をします。

請求の目的となった申告又は処分の種類

申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日 年 月 日

更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等

請求額の計算書（記載に当たっては、所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。）

申告し又は処分の通知を受けた額		請求額	申告し又は処分の通知を受けた額		請求額
円		円	円		円
総合課税の所得金額	④に対する税額		④に対する税額		
	⑤に対する税額		⑤に対する税額		
	⑥に対する税額		⑥に対する税額		
	計		計		
配当控除 投資・リース税額等の控除			配当控除 投資・リース税額等の控除		
住宅借入金等特別控除			住宅借入金等特別控除		
政党等寄付金特別控除			政党等寄付金特別控除		
差引所得税額			差引所得税額		
雑医療費控除			災害減免額		
社会保険料控除 小規模企業共済等掛金			外国税額控除		
生命保険料控除			再差引所得税額		
損害保険料控除			定率減税額		
障害者、寡婦、寡夫、勤労学生			源泉徴収税額		
配偶者控除			申告納税額		
配偶者特別控除			予定納税額 (第1期分・第2期分)		
扶養控除		人	第3期分の税額		
基礎控除		人	納める税金		
合計			還付される税金		
課税される金額			申告加算税		
①に対する金額		④	重加算税		
②に対する金額		⑤			
③に対する金額		⑥			

※ ②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「株式等の分離譲渡所得等」、「先物取引の分離雑所得等」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。

還付される税金の受取場所

(銀行等の口座に振込みを希望する場合) 銀行 本店・支店
金庫・組合 本所・支所
農協・漁協

(日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望する場合) 郵便貯金口座の記号番号

(郵便局窓口での受取りを希望する場合) 預金 口座番号 郵便局

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">書 き 方</p> <p>1 この請求書は、国税通則法第23条又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する更正の請求をする場合に提出するものです。</p> <p>2 更正の請求書には、取引の記録に基づき請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。</p> <p>3 この請求書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄には、請求の目的となった申告又は処分の種類を、例えば、「平成〇〇年分所得税の確定申告」、「平成〇〇年分所得税の決定通知」などと記載します。</p> <p>(2) 「申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日」欄には、「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄に記載した申告の申告年月日又は処分の通知を受けた日を記載しますが、請求の理由が国税通則法第23条第2項又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する事実に基づく場合には、その請求の理由となった事実の生じた日を記載します。</p> <p>(3) 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等」欄には、更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考事項をできるだけ詳しく記載しますが、書ききれない場合には、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>なお、別に添付した書類があるときは、その書類名を記載します。</p> <p>(4) 「請求額の計算書」の各欄の記載は、請求の目的となった年分の所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。</p> <p>(5) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、</p> <p>① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、</p> <p>② 日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望される場合は、郵便貯金総合通帳「ばるる」の記号番号を、</p> <p>③ 郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りに行かれる郵便局名のみを、書いてください。</p> <p>(注) 預貯金口座の口座名義について 申告者ご本人の名義の口座に限り振込みが可能となります。 預貯金口座の名義について、①ご本人の氏名のほかに店名、事務所名などの名称(屋号)が含まれる場合、②旧姓のままの名義である場合については、振込みできないことがありますので、ご本人の氏名みの口座をご利用ください。</p> <p>4 変動所得若しくは臨時所得のある方、分離課税とされる土地建物等の短期譲渡所得のある方、分離課税とされる株式等の譲渡所得等のある方又は分離課税とされる先物取引の雑所得等のある方は、それぞれ次の計算書用紙などを「請求額の計算書」の付表として使用し、例えば、「申告額又は処分の通知書」と「更正の請求額」とを二段書きにより記載するなどして更正の請求書に添付してください。</p> <p>(1) 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書 (2) 分離課税の短期譲渡所得の税額計算書 (3) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (4) 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書</p> <p>5 詳しいことは、税務署(所得税担当)におたずねください。</p>	<p style="text-align: center;">書 き 方</p> <p>1 この請求書は、国税通則法第23条又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する更正の請求をする場合に提出するものです。</p> <p>2 更正の請求書には、取引の記録に基づき請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。</p> <p>3 この請求書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄には、請求の目的となった申告又は処分の種類を、例えば、「平成〇〇年分所得税の確定申告」、「平成〇〇年分所得税の決定通知」などと記載します。</p> <p>(2) 「申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日」欄には、「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄に記載した申告の申告年月日又は処分の通知を受けた日を記載しますが、請求の理由が国税通則法第23条第2項又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する事実に基づく場合には、その請求の理由となった事実の生じた日を記載します。</p> <p>(3) 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等」欄には、更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考事項をできるだけ詳しく記載しますが、書ききれない場合には、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>なお、別に添付した書類があるときは、その書類名を記載します。</p> <p>(4) 「請求額の計算書」の各欄の記載は、請求の目的となった年分の所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。</p> <p>(5) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、</p> <p>① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、</p> <p>② 日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望される場合は、口座の記号番号を、</p> <p>③ 郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りに便利な郵便局名を、書いてください。</p> <p>なお、預貯金口座への振込みを希望される場合は、ご本人名義の口座に限ります。</p> <p>4 変動所得若しくは臨時所得のある方、分離課税とされる土地建物等の短期譲渡所得のある方、分離課税とされる株式等の譲渡所得等のある方又は分離課税とされる先物取引の雑所得等のある方は、それぞれ次の計算書用紙などを「請求額の計算書」の付表として使用し、例えば、「申告額又は処分の通知書」と「更正の請求額」とを二段書きにより記載するなどして更正の請求書に添付してください。</p> <p>(1) 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書 (2) 分離課税の短期譲渡所得の税額計算書 (3) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (4) 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書</p> <p>5 詳しいことは、税務署(所得税担当)におたずねください。</p>

第13章 更正、決定等事務

改 正 後

更正決定等通知書（請求用／本表の一の三）

□□□-□□□□

第 _____ 号 (番 号)

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

殿

_____ 税務署長 _____ 印

平成 _____ 年分所得税の更正通知書

あなたが平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日付でされた平成 _____ 年分所得税の更正の請求については、下の表のとおり更正します。
この結果、この通知により減少する税額は、下の表の太いわく内ようになります。

区 分		㉑ 更正前の額	㉒ 更正後の額	㉓ 増減(△印)差額 (㉒-㉑)		
所得金額	所得 ①	円	円	/		
	所得 ②					
	所得 ③					
	所得 ④					
	計 (総所得) ⑤					
	所得 ⑥					
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除 ⑦			/		
	社小規模企業共済等掛金控除 ⑧					
	生命保険料、損害保険料、寄付金控除 ⑨					
	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 ⑩					
	配偶者控除 ⑪					
	配偶者特別控除 ⑫					
	扶養控除 ⑬					
	基礎控除 ⑭					
	所得控除額の計 ⑮					
	課税される所得金額 (㉑の金額を㉒、㉓から控除) ⑯	総所得 ⑯				
	算出税額	⑯に対する税額 ⑰				/
		⑰に対する税額 ⑱				
		計 ⑲				
	税金から差し引かれる金額	控除 ⑳				/
		控除 ㉑				
差引所得税額 (㉑-㉒-㉓) (引ききれないときは0) ㉒				/		
災害減免額、外国税額控除 ㉓						
再差引所得税額 (㉒-㉓) ㉔						
定率減税額 ㉕						
源泉徴収税額 ㉖						
申告納税額 (㉔-㉕-㉖) ㉗						
予定納税額	第1期 ㉘					
	第2期 ㉙					
確定納税額 (㉗-㉘-㉙)	納付すべき税額 ㉚					
	還付金の額に相当する税額 ㉛					
差引減少(△印)する税額 (㉚-㉛) ㉜						

本表の一の三

改 正 前

□□□-□□□□

第 _____ 号 (番 号)

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

殿

_____ 税務署長 _____ 印

平成 _____ 年分所得税の更正通知書

あなたが平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日付でされた平成 _____ 年分所得税の更正の請求については、下の表のとおり更正します。
この結果、この通知により減少する税額は、下の表の太いわく内ようになります。

区 分		㉑ 更正前の額	㉒ 更正後の額	㉓ 増減(△印)差額 (㉒-㉑)		
所得金額	所得 ①	円	円	/		
	所得 ②					
	所得 ③					
	所得 ④					
	計 (総所得) ⑤					
	所得 ⑥					
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除 ⑦			/		
	社小規模企業共済等掛金控除 ⑧					
	生命保険料、損害保険料、寄付金控除 ⑨					
	障害者、老年者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 ⑩					
	配偶者控除 ⑪					
	配偶者特別控除 ⑫					
	扶養控除 ⑬					
	基礎控除 ⑭					
	所得控除額の計 ⑮					
	課税される所得金額 (㉑の金額を㉒、㉓から控除) ⑯	総所得 ⑯				
	算出税額	⑯に対する税額 ⑰				/
		⑰に対する税額 ⑱				
		計 ⑲				
	税金から差し引かれる金額	控除 ⑳				/
		控除 ㉑				
差引所得税額 (㉑-㉒-㉓) (引ききれないときは0) ㉒				/		
災害減免額、外国税額控除 ㉓						
再差引所得税額 (㉒-㉓) ㉔						
定率減税額 ㉕						
源泉徴収税額 ㉖						
申告納税額 (㉔-㉕-㉖) ㉗						
予定納税額	第1期 ㉘					
	第2期 ㉙					
確定納税額 (㉗-㉘-㉙)	納付すべき税額 ㉚					
	還付金の額に相当する税額 ㉛					
差引減少(△印)する税額 (㉚-㉛) ㉜						

本表の一の三

更正決定等通知書（一般用／本表の2）

【納付すべき税額がある方】

延滞税の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条）

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\frac{\text{新たに納付すべき本税の額} \times \frac{\text{7.3\% (注)}}{365} \times \text{確定申告期限の翌日から完納の日まで}}{\text{365}} = \text{延滞税の額}$$

(注) (納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日の公定歩合+4%」のいずれか低い割合
例えば、平成17年11月30日の公定歩合は0.1%ですので平成18年1月1日から同年12月31日までの割合は4.1%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。
 - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
 - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預金口座への振込払い、日本郵政公社の郵便貯金口座への振込払い又は郵便局の窓口払いの方法により還付することになりますので、この場合は、後日改めてお知らせします。

【納付すべき税額がある方】

延滞税の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条）

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\frac{\text{新たに納付すべき本税の額} \times \frac{\text{7.3\% (注)}}{365} \times \text{確定申告期限の翌日から完納の日まで}}{\text{365}} = \text{延滞税の額}$$

(注) (納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日の公定歩合+4%」のいずれか低い割合
例えば、平成16年11月30日の公定歩合は0.1%ですので平成17年1月1日から同年12月31日までの割合は4.1%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。
 - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
 - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預金口座への振込払い、日本郵政公社の郵便貯金口座への振込払い又は郵便局の窓口払いの方法により還付することになりますので、この場合は、後日改めてお知らせします。

更正決定等通知書（一般用／本表の二の二）

Stamp area for the corrected document.

第 号 (番号)
平成 年 月 日

殿

税務署長 印

平成 年分所得税の更正通知書
加算税の賦課決定

平成 年分の所得税について、下の表のとおり、所得税額等の更正及び加算税の賦課決定をします。
この結果、この通知により新たに納付すべき税額は、下の表の太い枠内ようになります。

Table with 5 columns: 区分, 更正前の額, 更正後の額, 増減(△印)差額, and sub-rows for income, deductions, and taxes.

納付すべき税額は、平成 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付してください。
また、本税（上記⑳の太い枠内の金額）には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

Stamp area for the corrected document.

()枚のうち()枚目

18.3

本表の二の二

Stamp area for the original document.

第 号 (番号)
平成 年 月 日

殿

税務署長 印

平成 年分所得税の更正通知書
加算税の賦課決定

平成 年分の所得税について、下の表のとおり、所得税額等の更正及び加算税の賦課決定をします。
この結果、この通知により新たに納付すべき税額は、下の表の太い枠内ようになります。

Table with 5 columns: 区分, 更正前の額, 更正後の額, 増減(△印)差額, and sub-rows for income, deductions, and taxes.

納付すべき税額は、平成 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付してください。
また、本税（上記⑳の太い枠内の金額）には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

Stamp area for the original document.

()枚のうち()枚目

17.3

本表の二の二

【納付すべき税額がある方】

延滞税の計算方法 (国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条)

延滞税の割合は、年7.3% (表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%) となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\frac{\text{新たに納付すべき本税の額} \times \frac{7.3\% \text{ (注)}}{365} \times \text{確定申告期限の翌日から完納の日までの期間(日数)}}{365} = \text{延滞税の額}$$

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位 (1/1~12/31) で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日の公定歩合+4%」のいずれか低い割合
例えば、平成17年11月30日の公定歩合は0.1% ですので平成18年1月1日から同年12月31日までの割合は4.1%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。
 - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき (偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。)
 - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定 (以下「更正等」といいます。) によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限 (この通知により新たに納付すべき税額の納期限) から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預金口座への振込払い、日本郵政公社の郵便貯金口座への振込払い又は郵便局の窓口払いの方法により還付することになりますので、この場合は、後日改めてお知らせします。

【納付すべき税額がある方】

延滞税の計算方法 (国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条)

延滞税の割合は、年7.3% (表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%) となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\frac{\text{新たに納付すべき本税の額} \times \frac{7.3\% \text{ (注)}}{365} \times \text{確定申告期限の翌日から完納の日までの期間(日数)}}{365} = \text{延滞税の額}$$

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位 (1/1~12/31) で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日の公定歩合+4%」のいずれか低い割合
例えば、平成16年11月30日の公定歩合は0.1% ですので平成17年1月1日から同年12月31日までの割合は4.1%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。
 - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日後に更正があったとき (偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。)
 - ② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定 (以下「更正等」といいます。) によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限 (この通知により新たに納付すべき税額の納期限) から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預金口座への振込払い、日本郵政公社の郵便貯金口座への振込払い又は郵便局の窓口払いの方法により還付することになりますので、この場合は、後日改めてお知らせします。

改正後

更正決定等通知書（別表）

別表 平成 年分

氏名

(番号)

区 分	A		増減 (△印) 差額 (⑤-④)	
	前の額 ④ 円	後の額 ⑤ 円		
所得金額	所得 ①		/	
	所得 ②			
	所得 ③			
	所得 ④			
	所得 ⑤			
	計 (総所得) ⑥			
	所得 ⑦			
	所得 ⑧			
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除 ⑨		/	
	社会保険料控除 ⑩			
	生命保険料、損害保険料、寄付金控除 ⑪			
	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 ⑫			
	配偶者控除 ⑬			
	配偶者特別控除 ⑭			
	扶養控除 ⑮			
	基礎控除 ⑯			
	所得控除額の計 ⑰			
	課税される所得金額 (⑰の金額を⑥、⑦、⑧から順に控除) ⑱			総所得 ⑲
		所得 ⑳		
		所得 ㉑		
算出税額	⑱に対する税額 ㉒		/	
	⑳に対する税額 ㉓			
	㉑に対する税額 ㉔			
	計 ㉕			
税金から差し引かれる金額	控除 ㉖		/	
	控除 ㉗			
差引所得税額 (㉕-㉖-㉗) (引ききれないときは0) ㉘			/	
災害減免額、外国税額控除 ㉙				
再差引所得税額 (㉘-㉙) ㉚				
定率減税額 ㉛			/	
源泉徴収税額 ㉜				
申告納税額 (㉚-㉛-㉜) ㉝				
予定納税額	第1期 ㉞		/	
	第2期 ㉟			
確定納税額 (㉝-㉞-㉟) ㊱	納付すべき税額 ㊲		/	
	還付金の額に相当する税額 ㊳			
損失繰戻し ㊴	還付金の額に相当する税額 ㊵		/	
	減少する還付加算金 ㊶			
差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額 (㊱-㊲-㊳+㊴) ㊷			/	
申告加算税	加算税の基礎となる税額 ㊸	円		円
	加算税の割合 ㊹	%		%
	加算税の額 (㊸×㊹) ㊺	円		円
重加算税	加算税の基礎となる税額 ㊻		/	
	加算税の割合 ㊼	%		%
	加算税の額 (㊻×㊼) ㊽	円		円
翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額 ㊾			/	
翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額 ㊿				
翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額 ①				

()枚のうち()枚目

18.3

青・特
農・白

改正前

別表 平成 年分

氏名

(番号)

区 分	A		増減 (△印) 差額 (⑤-④)	
	前の額 ④ 円	後の額 ⑤ 円		
所得金額	所得 ①		/	
	所得 ②			
	所得 ③			
	所得 ④			
	所得 ⑤			
	計 (総所得) ⑥			
	所得 ⑦			
	所得 ⑧			
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除 ⑨		/	
	社会保険料控除 ⑩			
	生命保険料、損害保険料、寄付金控除 ⑪			
	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 ⑫			
	配偶者控除 ⑬			
	配偶者特別控除 ⑭			
	扶養控除 ⑮			
	基礎控除 ⑯			
	所得控除額の計 ⑰			
	課税される所得金額 (⑰の金額を⑥、⑦、⑧から順に控除) ⑱			総所得 ⑲
		所得 ⑳		
		所得 ㉑		
算出税額	⑱に対する税額 ㉒		/	
	⑳に対する税額 ㉓			
	㉑に対する税額 ㉔			
	計 ㉕			
税金から差し引かれる金額	控除 ㉖		/	
	控除 ㉗			
差引所得税額 (㉕-㉖-㉗) (引ききれないときは0) ㉘			/	
災害減免額、外国税額控除 ㉙				
再差引所得税額 (㉘-㉙) ㉚				
定率減税額 ㉛			/	
源泉徴収税額 ㉜				
申告納税額 (㉚-㉛-㉜) ㉝				
予定納税額	第1期 ㉞		/	
	第2期 ㉟			
確定納税額 (㉝-㉞-㉟) ㊱	納付すべき税額 ㊲		/	
	還付金の額に相当する税額 ㊳			
損失繰戻し ㊴	還付金の額に相当する税額 ㊵		/	
	減少する還付加算金 ㊶			
差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額 (㊱-㊲-㊳+㊴) ㊷			/	
申告加算税	加算税の基礎となる税額 ㊸	円		円
	加算税の割合 ㊹	%		%
	加算税の額 (㊸×㊹) ㊺	円		円
重加算税	加算税の基礎となる税額 ㊻		/	
	加算税の割合 ㊼	%		%
	加算税の額 (㊻×㊼) ㊽	円		円
翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額 ㊾			/	
翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額 ㊿				
翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額 ①				

()枚のうち()枚目

17.3

青・特
農・白